

3 1 陳 情 第 1 3 号	「司法判断に基づき道路法等（建築基準法、新宿区特定公共物管理条例を含む）が適法、適正、適時に執行されていることを確認、是正する」よう求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成31年4月15日受理、令和元年6月13日付託
陳 情 者	新宿区下落合_____

## （ 要 旨 ）

新しい新宿区議会において、「新宿区はこれまでの民法、道路法、建築基準法等の解釈基準を改めて、今後は電気通信事業者の不法行為に一切加担せず、適法、適正な行政の執行に注力する。」「落合中学校北側の特定公共物を『新宿区特定公共物管理条例』第3条の趣旨通り『適正な利用が図られるよう管理』して区の責任を果たす。」ことの是非を真摯に審議し、「新宿区民憲章」「新宿区環境都市宣言」に則った街づくりに注力されるよう求めます。

## （ 理 由 ）

法令はその制度の趣旨に則り、また、他の法令を遵守して何等の不足、違反無く、かつ、迅速に執行されなければなりません。

今般、東京高等裁判所における新宿区等を被告とする平成30年（ネ）第884号「不法架設電力ケーブルの撤去請求控訴事件」等一連の裁判で、新宿区の道路占用許可行政の判断の過ち、瑕疵が明らかになり、改めるよう命じられました。

これに関連して、私は、吉住健一新宿区長に別添書状により、新しい新宿区議会において、「新宿区はこれまでの民法、道路法、建築基準法等の解釈基準を改めて、今後は電気通信事業者の不法行為に一切加担せず、適法、適正な行政の執行に注力する。」「落合中学校北側の特定公共物を『新宿区特定公共物管理条例』第3条の趣旨通り『適正な利用が図られるよう管理』して区の責任を果たす。」よう求めています。